

## 2. 生活を応援! ◆◆◆◆

### 家計を応援

#### ● 児童扶養手当の支給

父親や母親がいない家庭や父親または母親に一定以上の障害がある場合、父親、母親または父母に代わって児童を養育している方(外国人の方も可)に支給されます。(所得制限があります。)

##### 【対象】

次のいずれかの条件に該当する児童と、それぞれの父または母もしくは養育者。

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定以上の障害の状態にある児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上<sup>こゝきん</sup>拘禁されている児童
- ・母が未婚で<sup>かいたい</sup>懐胎した児童
- ・その他の理由で父または母がいない児童

※児童とは、18歳に達した日の属する年度の3月31日までの方および20歳未満で一定以上の障害のある方です。

##### 【支給額】

月額10,030円～42,500円

児童数2人の場合、月額5,020円～10,040円を加算

3人目以降は、1人につき月額3,010円～6,020円を加算

※いずれも所得に応じた支給額となります。

※父、母、養育者または児童が遺族基礎年金などの公的年金などを受給しているときは、その額が児童扶養手当額より低い場合に限り、その差額が手当額となります。

##### 【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.27

#### ● JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当を受給している世帯の方がJRで通勤している場合は、通勤定期乗車券が3割引で買える制度です。(学割など他の割引とは併用できません。)

##### 【手続き】

市で交付された特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書をお持ちになり、JR定期券販売窓口にて定期券を購入してください。

##### 【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.27

No. \_\_\_\_\_

**特定者資格証明書**

氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

住所 \_\_\_\_\_

上記の者は、児童扶養手当証書に記載された児童扶養手当受給者又はその者と同一の世帯に属する者であることを証明する。

平成 年 月 日発行

さいたま市長 公印

〈特定者資格証明書〉

**特定者用定期乗車券購入証明書**

第 \_\_\_\_\_ 号

乗車券の種類	通勤定期乗車券	
*乗車区間	駅から	経路
*居住地		
特定者の氏名 年齢及び性別	(才) 男 女	
資格証明書の番号		
有効期限	平成 年 月 日まで	

上記の者は、児童扶養手当証書に記載された児童扶養手当受給者又はその者と同一の世帯に属する者であることを証明する。

平成 年 月 日発行

発行者 市区町村長 氏名 \_\_\_\_\_ 公印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

証明書に記入された個人情報は、申込内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

〈特定者用定期乗車券購入証明書〉

## ●ひとり親家庭等医療費の支給

病気やけがで医療機関にかかった場合、その医療費の一部を支給します。(所得制限があります。)

### 【対象】

次のいずれかの条件に該当する児童と、それぞれの父または母もしくは養育者。

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定以上の障害の状態にある児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上<sup>こうきん</sup>拘禁されている児童
- ・母が未婚で<sup>かいたい</sup>懐胎した児童
- ・その他の理由で父または母がいない児童

※児童とは、18歳に達した日の属する年度の3月31日までの方および20歳未満で一定以上の障害のある方です。

### 【助成額】

- ・通院・入院時の保険診療の一部負担金

※ただし、健康保険から高額療養費が支給されるときは、その額については支給対象になりません。

※文書料、薬の容器代、予防接種、健康診断、差額ベッド料、保険外併用療養費の初診料など、保険診療とならないものは支給対象となりません。また、平成27年1月1日以降の入院時食事療養標準負担額についても支給対象となりません。

※交通事故やけんか、仕事中的けが、学校の管理下における病気やけがなど、他の制度(スポーツ振興センターの災害給付など)から医療費が支給される場合は、支給対象となりません。そのため、本制度を利用した場合には、さいたま市が支給した医療費を返還していただくことがあります。

## 【手続き】

登録申請をしていただき、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」の交付を受けなければ、支給を受けられません。

## 【問合せ】

各区役所保険年金課福祉医療係 ⇒P.27

## ● ひとり親家庭等児童就学支度金の支給

ひとり親家庭の父母または父母のいない児童を養育している方に、お子さんの入学準備に必要な経費の一部を助成します。申請期限など、詳細はお問い合わせください。

## 【対象】

- 次の全てを満たす、ひとり親家庭の父母または養育者
- ・養育している児童が翌年度4月に中学校入学予定
  - ・市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）

## 【支給額】

対象児童1人につき10,000円

## 【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.27

## ● 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

## 【対象】

- (1) 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母および父子家庭の父（原則として生計中心者）で、次のいずれかに該当する方
  - ① 配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現に結婚していない方
  - ② 配偶者の生死が不明、または配偶者から1年以上遺棄されている方
  - ③ 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
  - ④ 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって働けない方
  - ⑤ 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
  - ⑥ 婚姻によらないで母または父となり、現に結婚していない方
- (2) 父母のいない、20歳未満の子
- (3) 寡婦（かつて母子家庭の母であった方で、現在も(1)①～⑥のいずれかに該当する方）
- (4) 離婚などで配偶者のいない40歳以上の女性であって、(1)または(3)以外の方（現在子を扶養していない場合、所得制限があります。）
- (5) (1)および(3)に該当する方の子（修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ）

## 【貸付制度一覧】

就学支度資金	子の入学、または修業施設への入所に必要な入学金、被服を購入するための費用など
修学資金	子が高等学校、大学で学ぶための授業料、書籍代など
修業資金	子が起業または就職するのに必要な知識などを習得するための資金
就職支度資金	母、父、寡婦または20歳未満の子の就職に際して必要な被服などを購入するための資金
技能習得資金	母、父または寡婦が自ら事業を開始、または就職するために必要な知識・技能を習得するための資金
医療介護資金	(医療分)母、父、寡婦または20歳未満の子に係る医療費の自己負担分、通院に要する交通費など。ただし治療期間1年以内。 (介護分)母、父、寡婦または20歳未満の子が介護を受けるのに必要な資金。ただし、介護期間1年以内。
生活資金	次の期間の生活を維持するのに必要な資金 ※緊急資金ではありません ①母、父または寡婦が技能習得している間 ②母、父または寡婦が医療または介護を受けている間 ③母、父または寡婦が失業中で離職してから1年未満 ④母が母子家庭または父が父子家庭になり7年未満
転宅資金	母、父または寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費などの資金
住宅資金	母、父または寡婦が住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金
事業開始資金	母、父または寡婦が事業を開始するのに必要な設備費および <sup>じゅうき</sup> 什器・機械などを購入するための資金
事業継続資金	母、父または寡婦が現在営んでいる事業に必要な商品・材料を購入するなど、事業を継続するために必要な資金
結婚資金	子の結婚に必要な資金

## 【申請】

申請先は各区役所支援課ですが、事前に子育て支援政策課にお問い合わせください。資金ごとに要件があり、生活状況や返済能力を調査・審査します。

※子育て支援政策課には、母子・父子自立支援員およびひとり親家庭就業・生活相談員がおり、母子父子寡婦福祉資金に関するご相談に応じます。

## 【問合せ】

子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

## ● 就学援助制度

小学校または中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助します。(申請には期限があります。)

**【対象】**(申請後に審査があります。)

- (1)生活保護が停止または廃止になった家庭
- (2)市民税が非課税である家庭
- (3)個人事業税の減免を受けている家庭
- (4)災害などにより自己の居住財産の固定資産税の減免を受けている家庭
- (5)国民年金の保険料が免除されている家庭
- (6)国民健康保険の保険税が減免されている家庭
- (7)児童扶養手当を受給している家庭(児童手当・特別児童扶養手当とは異なります)
- (8)生活福祉資金の貸付を受けている家庭
- (9)失業中で雇用保険受給資格がある家庭
- (10)(1)～(9)以外で、生活保護にはならないが、経済的な理由により児童生徒を学校に通わせることが困難である家庭

**【支給内容】**

学用品費等、入学準備金、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)発行費

**【問合せ】**

教育委員会学校教育部学事課教育費支援係

TEL 048-829-1647 FAX 048-829-1989

## ● 水道料金・下水道使用料の減額制度

申請により水道料金・下水道使用料を減額する制度です。

- ・水道料金・・・1か月につき890円(税抜)を減額します。
- ・下水道使用料・・・1か月につき最大836円(税抜)まで減額します。また、生活保護世帯は免除します。

※上記料金に別途消費税が加算されます。

**【対象】**

生活保護法により生活扶助の給付を受けている方、市民税・県民税が非課税の世帯、児童扶養手当を受給されている方

※水道料金について申請していただくと、下水道使用料についての手続きが不要となります。

**【問合せ】**

水道局電話受付センター

TEL 048-665-3220 FAX 048-665-5536

## 子育ての応援

### ● 保育所の優先入所

保護者の仕事や病気などにより、家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育サービスを提供します。



### 【選考における優遇措置】

利用を希望する保育施設の利用可能人数を超えて申込みがあった場合は、保護者の勤務日数や勤務時間、現在の児童の保育状況などにより保育指数を決定し、その保育指数の高い方から利用が内定します。

※ひとり親家庭に該当する場合、保育の必要性が高いことから、保育指数を高く設定することで配慮しております。

### 【利用者負担額】

世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満(年収約360万円未満相当)のひとり親世帯で、児童が保育所などに在籍している場合、兄弟姉妹の年齢に関わらず、第1子の利用者負担額は半額(一部半額以下に軽減)、第2子以降の利用者負担額は無料となります。

※ひとり親世帯とは、ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者など特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)を指します。

### 【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.27

## ● 放課後児童クラブの優先入所

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供します。

### 【選考における優遇措置】

入室を希望する方が各放課後児童クラブの定員(年度途中においては空き人数)を超え、選考になった場合、入室を必要とする理由(勤務時間、勤務日数など)や世帯状況などを指数化し、その指数が高い方から入室となります。

※ひとり親家庭に該当する方は入室の必要性が高いことから、指数を高く設定することで配慮しております。

### 【問合せ】

公設放課後児童クラブ…各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.27

民設放課後児童クラブ…各放課後児童クラブ

(子育て応援ブックや子育てWEBをご覧ください。)

## ● 子育てヘルパーの派遣

保護者の在宅時にホームヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行います。

### 【対象】

妊娠中の母親または小学6年生までのお子様を養育する保護者が、体調不良のため家事・育児が困難で、昼間、他に家事や育児を行う人がいない世帯

## 【費用】

利用者の世帯区分	利用料
生活保護世帯	無料
市民税非課税世帯 ひとり親家庭等医療費受給世帯	500円／時間
その他の世帯	1,000円／時間

## 【問合せ】

さいたま市社会福祉協議会大宮サービスセンター

TEL 048-782-6106 FAX 048-782-6827

## ● 子どもショートステイ

小学6年生までのお子様を養育している保護者が、病気・介護などの理由により、一時的にお子様の養育が困難となった場合、市と契約した乳児院や児童養護施設で一定期間お子様をお預かりします。(施設の定員に空きがないなど、お預かりできない場合もあります。)

## 【1日当たりの利用料】

利用者の世帯区分	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯 市民税非課税世帯のひとり親家庭	無料	無料
市民税非課税世帯 ひとり親家庭、養育者家庭	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

## 【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.27

## ● さいたまファミリー・サポート・センター

保育園や放課後児童クラブなどへの送迎や、保育開始前や終了後に、援助してくれる会員(提供会員)の自宅でお子様をお預かりします。※利用にあたっては、事前登録が必要です。

## 【対象】

小学6年生までの児童

## 【費用】

1時間あたり700円(月～土曜日7:00～19:00)

1時間あたり800円(日曜日、祝休日および上記以外の時間)

※児童扶養手当を受給している方または同等の所得水準の方は、利用料の助成が受けられます。

**【受付時間】**

月～土曜日(祝休日、年末年始を除く)9:00～17:30

**【問合せ】**

TEL 048-814-1415 FAX 048-814-1416

## ● 子育て緊急サポート

病児・病後児の預かりや宿泊を伴う預かり、急を要するお子様の送迎や預かりなどをサポート会員が行います。

**【援助活動の内容】**

- ・病児、病後児の預かり  
※病児、病後児にあたっては事前の受診が必要です。
- ・宿泊を伴う預かり
- ・発熱などで学校や保育施設からの急な呼び出しがあった時の送迎や預かり
- ・保護者の体調不良など急な子どもの預かり など

**【対象】**

小学6年生までの児童

**【費用】**

- ・基本時間 8:00～20:00 1時間あたり1,000円(左記時間外 1時間1,200円)
- ・宿泊を伴う預かり 1泊10,000円(18:00～翌9:00まで。食事代含む)
- ・その他援助に関わる交通費などは実費精算  
※児童扶養手当を受給している方または同等の所得水準の方は、利用料の助成が受けられます。

**【受付時間】**

月～日曜日(年末年始を除く)7:00～20:00

**【問合せ】**

緊急サポートセンター埼玉

TEL 048-297-2903 FAX 050-3488-0147

## 3. 学びを応援! ◆◆◆◆

### ◀ 学習支援教室

中学生などを対象とした学習支援教室を開催し、学校の学習や受験勉強をサポートします。また、進学に向けたご相談のほか、保護者からの子育てに関するご相談にも応じます。

**【対象】**

- ・生活保護を受給している世帯の中学生および高校生
- ・児童扶養手当を全額受給している世帯の中学生